

埼玉大学理学部同窓会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、埼玉大学理学部同窓会と称する。

(組織)

第2条 本会は理学部各同窓会(数学科同窓会、物理学科同窓会、化学同窓会、分子生物学科同窓会、生体制御学科同窓会)ならびに埼玉大学文理学部地学教室同窓会を包括した連合組織とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦・連携を図るとともに、埼玉大学理学部ならびに関連組織の充実発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(事務局)

第5条 本会は事務局を埼玉大学理学部内に置く。

第2章 会員

(会員)

第6条 1. 本会は下記の会員によって構成される。

正会員: 埼玉大学文理学部理学科卒業生。

埼玉大学理・理工学部(理学系学科)の在学生(以下「学生会員」という)ならびに卒業生。

埼玉大学大学院理・理工学研究科(理学系)の関連専攻・コースの在学生(「学生会員」に含める)ならびに修了生。

特別会員: 埼玉大学文理学部理学科、理・理工学部(理学系学科)、理・理工学研究科(理学系)ならびに関連組織の元・現教職員。

役員会が承認したもの。

2. 会員は、住所、氏名、勤務先、等の変更があった場合は、速やかに各学科同窓会、等を通じて事務局へ連絡する。

第3章 役員

(役員)

第7条 1. 本会に下記の役員を置く。

顧問

会長	1名
副会長	若干名
理事	若干名
監事	2名
会計	2名

2. 顧問は歴代の埼玉大学理学部長ならびに現職の理学部長とする。
3. 会長、副会長、監事、会計は、役員会において会員の中から選出する。
4. 理事は各学科同窓会において選出する。
5. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 会務

(会務)

- 第8条
1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長の職務を代行することができる。
 3. 監事は会計監査をおこなう。
 4. 会計は本会の会計を行う。
 5. 役員は、役員会において本会の事業および関連事項を検討・計画し、執行する。
 6. 役員会は会長が招集する。
 7. 会長は、事務局担当者の役員会への出席を要請できる。
 8. 役員会の議決は出席者の過半数で行う。
 9. 総会は、役員会の決議に基づき、会長が招集する。

第5章 会計

(会計)

- 第9条
1. 本会の経費は正会員(「学生会員」を含む)の会費ならびに特別会員などの賛助金、その他の拠出金をもってこれに充てる。
 2. 会費等の額、徴収方法、および賛助金等の募集、等については役員会の決議により定める。
 3. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。
 4. 本会の会計は、総会において会計報告し、承認を得るものとする。

附則

1. この規約は、総会の出席会員の過半数の決議により改正することができる。
2. この規約は、2003年7月26日から施行する。
3. この規約は、2007年4月1日から施行する。